



第二次滋賀県再犯防止推進計画 骨子案 1/2

資料3



第1章 計画策定の趣旨

【趣旨】

・平成31年3月に策定した第一次滋賀県再犯防止推進計画の期間が終期を迎えるにあたり、国の第二次再犯防止推進計画において明確化された県の役割を踏まえて、関係機関が一丸となって「息の長い支援」を実施することにより、県民がより安全・安心に暮らすことができる社会の実現を図るため、計画を策定するもの。

【位置づけ】

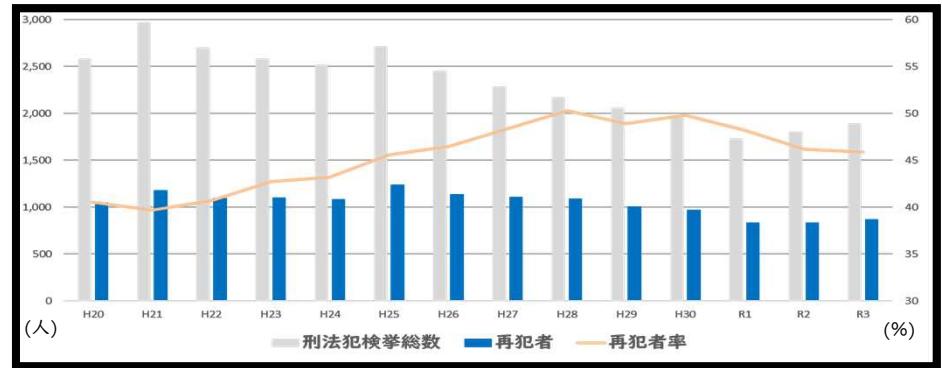
・再犯の防止等の推進に関する法律に規定する地方再犯防止推進計画

【期間】

・令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）（5年間）

第2章 県内の現状

・第一次滋賀県再犯防止推進計画（平成31年度～令和5年度）の策定から5年目になるが、依然として検挙される人員の約半数が再犯者である。
・令和3年度における刑法犯検挙総数1,893人、うち再犯者数は868人、再犯者率は45.9%となっている。（全国 48.6%）



・滋賀県では、平成30年度から令和2年度まで法務省のモデル事業を活用し、支援者支援の取組や協力雇用主の開拓を実施するほか、国や民間団体との連携を目的とした会議体の設置などを行ってきた。
・新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、生きづらさを抱える人への理解や支援がますます重要となっている。

【成果】

・刑事司法手続き段階における高齢者・障害者入口支援事業等における支援対象者の2年後の地域生活定着率
(R元 91.2% R2 95.3% R3 92.6% R4 100%)

第3章 第一次滋賀県再犯防止計画の取組・課題

1. 国・市町・民間団体等との連携強化

【取組】

- ・法務省と共に開催の地域連携協議会における、国・市町・民間団体との意見交換の実施
- ・市町再犯防止推進計画策定の支援（策定済：15市町（R5.3末時点））
- ・令和元年5月に、法務省と「再犯防止三方よし」宣言
- ・社会福祉専門職等から支援者への専門アドバイスを実施



（令和元年5月法務省との再犯防止「三方よし」宣言）

【課題】

- ・地域の支援に円滑につなぐことができるようネットワークの充実が求められている。
- ・社会復帰支援だけでなく、地域社会の一員として過ごせる環境の整備が必要である。

2. 就労・住居の確保

【取組】

- ・県建設公共工事の競争参加資格審査における優遇制度を拡充（登録事業者：242者（R5.3末時点））
- ・再犯防止地域支援員が協力雇用主に対する相談対応やアプローチを実施（協力雇用主：397者（R4.10時点））
- ・居住支援法人を認定し、住宅確保配慮者の入居を促進（居住支援法人：5者（R5.3末時点））
- ・県営住宅における単身入居要件に「保護観察に付されている者等」を追加

【課題】

- ・市町が実施することが困難な就労や住居確保、罪種・特性に応じた支援が求められている。
- ・協力雇用主のもとで実際に雇用に至っている人数が少ない、建設業への業種の偏りがある。

3. 保健医療・福祉サービスの利用の促進

【取組】

- ・高齢や障害など福祉的支援が必要な方への地域生活定着支援センターによる刑事司法手続き段階での支援
- ・国・県・市町・民間団体と薬物依存の支援に特化したネットワーク連絡会における事例検討、情報共有

【課題】

- ・刑事司法機関、行政、地域の医療・福祉関係機関の更なる連携強化が必要である。
- ・再犯者率が高い薬物犯罪について依存症対策と連携した支援が必要である。

4. 非行の防止と修学支援の実施

【取組】

- ・県内9か所に設置している「あすくる」において、非行少年の生活習慣、就学等の助言や支援
- ・生活困窮世帯の子どもへの学習・育成支援の実施
- ・非行少年等に対して、保護者同意のもと農業体験や社会貢献等の立ち直り支援事業、面接を実施

【課題】

- ・非行に陥りやすい状態にある無職少年への適切な就労・修学支援が必要である。

5. 民間協力者の活動の推進、広報・啓発

【取組】

- ・県民フォーラムを開催し、保護司の活動内容を紹介
- ・好事例集のパネルやパンフレットを作成し、県内企業において展示
- ・更生保護関係者への知事感謝状制度の創設
- ・社会を明るくする運動事業における、イエローライトアップ運動等の啓発の実施

（令和3年度滋賀県更生保護事業関係者顕彰式典）



【課題】

- ・保護司のなり手不足について、持続可能な保護司制度の構築に向けた基盤整備への支援が求められている。
- ・更生保護に関する県民の理解を促進する必要がある。

第二次滋賀県再犯防止推進計画 骨子案 2/2

第4章 基本理念と基本方針

【基本理念】

『誰もが自分らしく幸せを感じられる「健康しが」の実現』

～県民の理解と協力のもと、円滑な社会参加による

「誰一人取り残さない」共生社会の実現～

【基本方針】

- (1) 地域社会における生活で様々な困難を抱え、犯罪をした人の主体性を尊重し、抱える困難に応じた生活再建の実施
- (2) 国・県・市町・民間の役割分担を踏まえ、緊密な連携協力による総合的な施策の推進
- (3) 刑事司法手続きを含むあらゆる段階での切れ目のない支援の実施
- (4) 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等が犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解することの重要性を踏まえた支援
- (5) 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く県民の関心と理解を醸成

第5章 基本施策

1.国・民間団体等との連携強化

(1) 犯罪をした者等への支援

- ① 必要な支援機関へのコーディネート支援
- ② 刑事司法が終了した者に対する継続的支援
- ③ 職員や関係機関等に対する研修の実施

(2) 市町に対する必要な支援や域内のネットワークの構築

4.非行の防止と修学支援の実施

- (1) 再非行の防止の観点も含めた非行防止のための相談・支援
- (2) 非行等を理由とする就学中断の防止
- (3) 非行の未然防止や再び学ぶための観点を踏まえた、社会生活に困難を有する子ども・若者に対する支援

2.就労・住居の確保

(1) 就労の確保のための取組

- ① 障害のある人・生活困窮者向け就労支援事業者への啓発および情報提供
- ② 協力雇用主による公共調達の受注の機会を増やすための優遇措置
- ③ 刑期等が終了した後の職場定着までの継続支援

(2) 住居の確保のための取組

- ① 地域社会における定住先の確保
- ② 地域における犯罪をした者等の社会復帰に有用な制度や社会資源に関する情報提供

5.民間協力者の活動の推進、広報・啓発

(1) 民間協力者の活動の推進のための取組

- ① 民間協力者の活動に対する支援および顕彰制度の創設
- ② 保護司のなり手不足解消に向けた支援

(2) 広報・啓発活動の推進のための取組

- ① 再犯防止月間等における啓発事業の実施
- ② “社会を明るくする運動”的推進

3.保健医療・福祉サービスの利用の促進

(1) 高齢者または障害のある方への支援

- ① 刑事司法手続きの人口も含めた各段階で保健医療・福祉サービスが受けられるようにするための調整

- ② 関係機関および市町の支援体制の充実

(2) 薬物依存者への支援のための取組

- ① 精神医療センターや精神保健福祉センター等における薬物依存者とその家族に対する支援

- ② 薬物依存者への支援を実施する自助グループ等の民間団体との連携

(3) 罪種・特性に応じた支援

- ① 個人の特性に応じた福祉的支援実施に向けた関係機関の連携強化

- ② 個人の特性に応じた支援や指導の充実

第6章 目標

刑事司法手続き段階における高齢者・障害者人口支援事業等における支援対象者の2年後の地域生活定着率

基準値(－) → 目標値 90%以上

第7章 進捗管理

計画に掲げた方向性の推進状況や指標の達成度について定期的に点検、評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを実施